

やわたの上下水道

第12号
令和5年1月

令和5年4月請求分から水道料金を改定します。

※令和4年八幡市議会第1回定例会にて給水条例の改正が可決されました。

八幡市水道事業では、平成30年4月の料金改定以降、経費節減等の経営努力をしてまいりましたが、京都府営水道料金の値上げによる受水費の増加や、水道施設の耐震化や老朽化対策に係る経費の増加、人口減少等による水道料金収入の減少により、現状のまま推移すれば財源不足により事業の継続に支障をきたすこととなります。

現在の経営状況や八幡市上下水道事業経営懇談会からの答申を踏まえ、水道料金を令和5年4月請求分から平均で17.7%引き上げます。市民の皆さんにおかれましてはご理解とご協力をいただきますよう宜しくお願ひいたします。

なお、今回の料金改定では、メータ使用料を廃止し、メータ口径毎に基本料金を設定しています。

(経営課 ☎983-5216)

● 改定後の水道料金（令和5年4月請求分から）

改定後の水道料金【2ヶ月税抜】

区分 用途別	基本料金			従量料金	
	基本水量	口径	金額	水量 1 m³あたり	金額
水道料金	12m³まで	13 mm	2,300 円	13~ 20 m³	128 円
		20 mm	2,420 円	21~ 40 m³	165 円
		25 mm	2,960 円	41~ 60 m³	200 円
		30 mm	4,240 円	61~ 100 m³	250 円
		40 mm	5,420 円	101~ 200 m³	260 円
		50 mm	8,120 円	201~ 10,000 m³	280 円
		75 mm	17,680 円	10,001 m³~	198 円
		100 mm	32,660 円		
		150 mm	72,960 円		
浴場用	なし	普通用と同様		1 m³~	90 円
臨時用	20m³まで	9,200 円		21 m³~	610 円

現行・改定後の料金の比較（メータ口径 20 mm）

単位：円

水量	現行（2ヶ月税込）				改定後（2ヶ月税込）			
	20 m³	40 m³	60 m³	80 m³	20 m³	40 m³	60 m³	80 m³
水道料金	2,864	6,274	10,014	14,744	3,788	7,418	11,818	17,318
下水道使用料	1,980	5,060	8,184	11,330	1,980	5,060	8,184	11,330
メータ使用料	200				-			
合 計	5,044	11,534	18,398	26,274	5,768	12,478	20,002	28,648
現行との差額					724	944	1,604	2,374

- メータ使用料を廃止し、メータ口径ごとの口径別料金となります。
- 下水道使用料の改定はありません。



● 八幡市上下水道事業経営懇談会からの答申

イラスト引用：
水道PRパッケージ

学識経験者や各種団体、市民代表等の委員で構成される八幡市上下水道事業経営懇談会において、今後の水道事業経営について審議がなされました。その結果、令和3年11月に水道料金の改定を中心とした答申をいただきました。

（答申の概要）

- 現在の経営状況では水道事業経営を続けていくことは困難であり、令和5年4月に改定する場合で、18%程度の水道料金の値上げ改定が必要である。
- 水道の安定的・継続的な供給のために、財源の確保や支出の削減などの経営改善策に努め、水道ビジョンで定めた目標に沿って施設の更新や維持管理を適切に行っていくことが求められる。また、料金改定については市民への十分な周知を行い、今後も経営の効率化に努めていくべきである。

●水道料金改定の背景

京都府営水道料金改定による受水費の増加

八幡市では、市内で使用されている水道水の約60%を京都府営水道から受水し、水道料金(受水費)を京都府に支払っています。府営水道料金については、令和2年度に単価が改定され、令和4年度は令和元年度と比較して約1億2千万円の負担増となる見込みです。

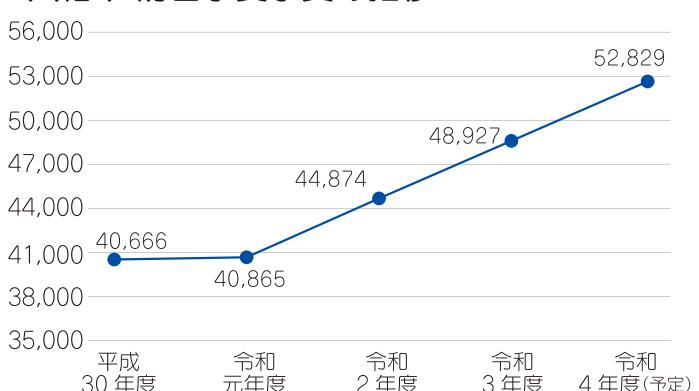
京都府営水道料金改定による料金単価の推移

(単位:円／立方メートル)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
(宇治系市町) 宇治市 城陽市 八幡市 久世郡久御山町	建設負担料金	44	44	44	50	55
	使用料金	20	20	28	28	28
	超過料金	164	164	202	202	202

※令和2年度、3年度の建設負担料金については負担軽減のため経過措置が実施されました。

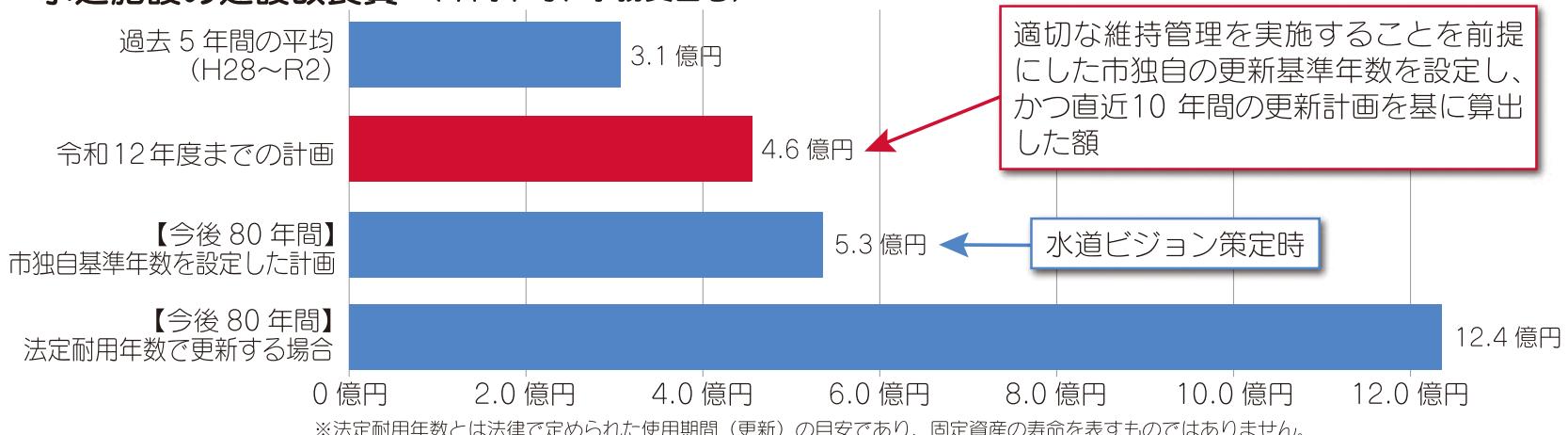
八幡市 府営水受水費の推移(税抜)(単位:万円)



耐震化や老朽化対策にかかる経費の増加

令和2年度に策定した水道ビジョンでは、将来80年間の更新費用を平準化し、令和3年度から令和12年度までの10年間で必要となる水道施設の更新経費を試算したところ、令和5年度に28%の料金改定が必要であるという結果になりました。しかし、市民の皆さまへの負担があまりに大きくなることから、改定率の算定には、経営懇談会の答申も踏まえ、直近10年間の更新計画を基に算定した17.7%を採用することとなりました。ただし、この場合であっても、水道施設の老朽化に伴う更新需要は年々高まっており、更新費用は水道ビジョン策定前の5年間に比べ1.5億円程度増加する試算となるため、より多くの財源が必要となります。

水道施設の建設改良費(年間平均、事務費含む)



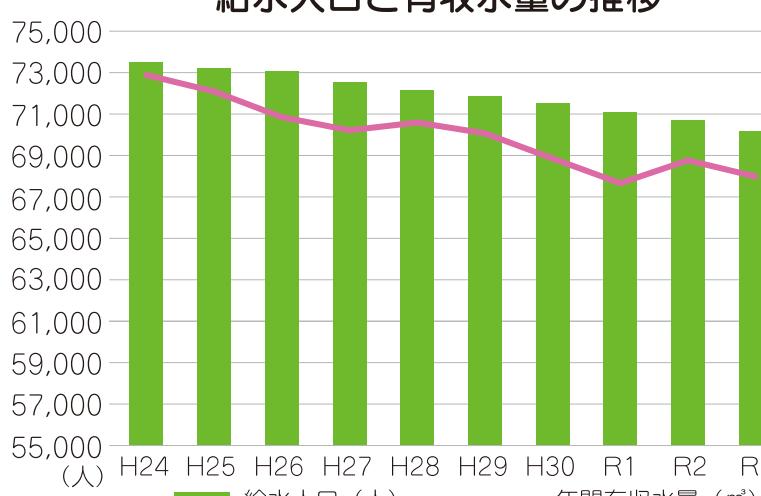
適切な維持管理を実施することを前提とした市独自の更新基準年数を設定し、かつ直近10年間の更新計画を基に算出した額

水道ビジョン策定時

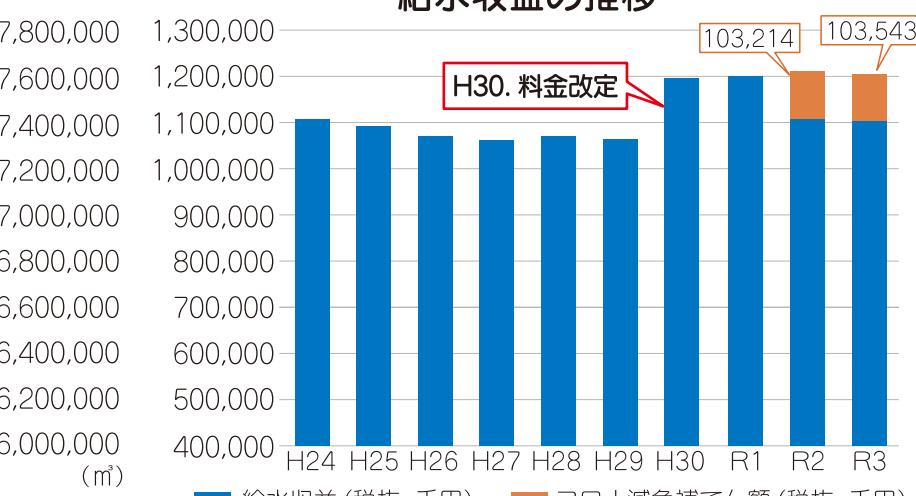
水道料金収入の減少

給水人口の減少や節水機器の普及等に伴う有収水量の減少が続くなが、平成30年度に料金改定を行ったことにより、給水収益は増加しました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い水道料金の減免を行ったため、給水収益は令和元年度に比べ減少しましたが、有収水量は微増しました。この背景には、新型コロナウイルス感染症の影響による在宅時間の増加や、衛生意識の高まりなどが考えられます。しかし、この増加は一時的なものと考えられ、今後は過去の推移と同様に、長期的には有収水量は減少を続け、水道料金収入は減少していく見込みです。
※水道料金減免に係る減収分は、一般会計繰入金により補てんしました。

給水人口と有収水量の推移

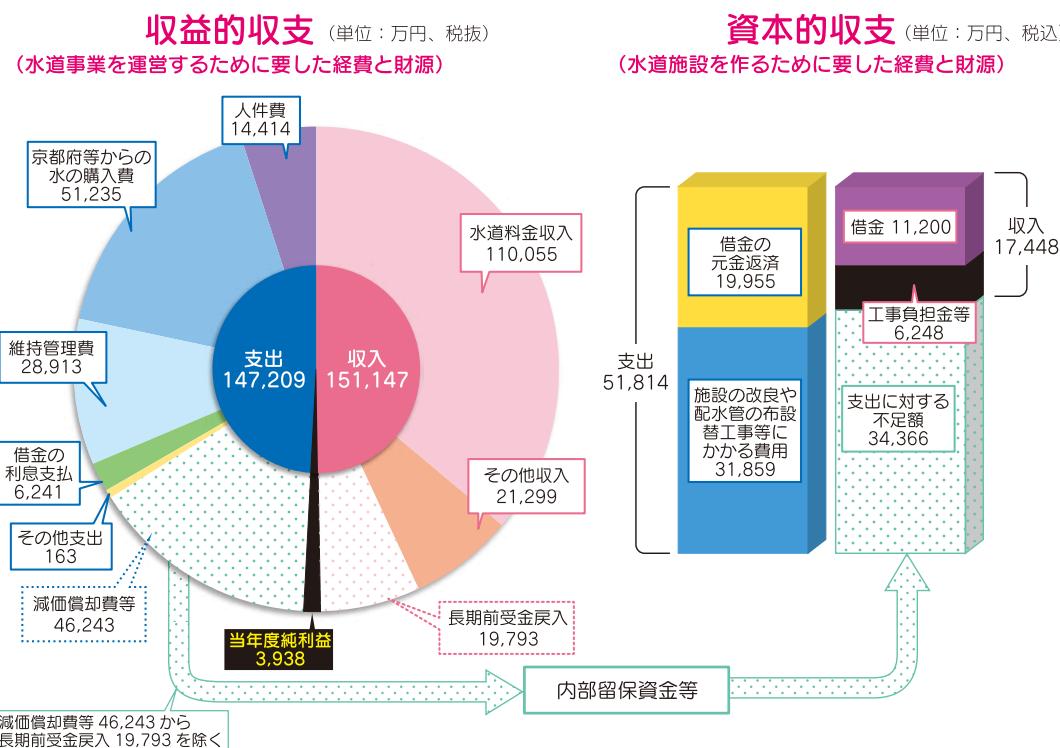


給水収益の推移



H30. 料金改定

令和3年度水道事業会計決算状況



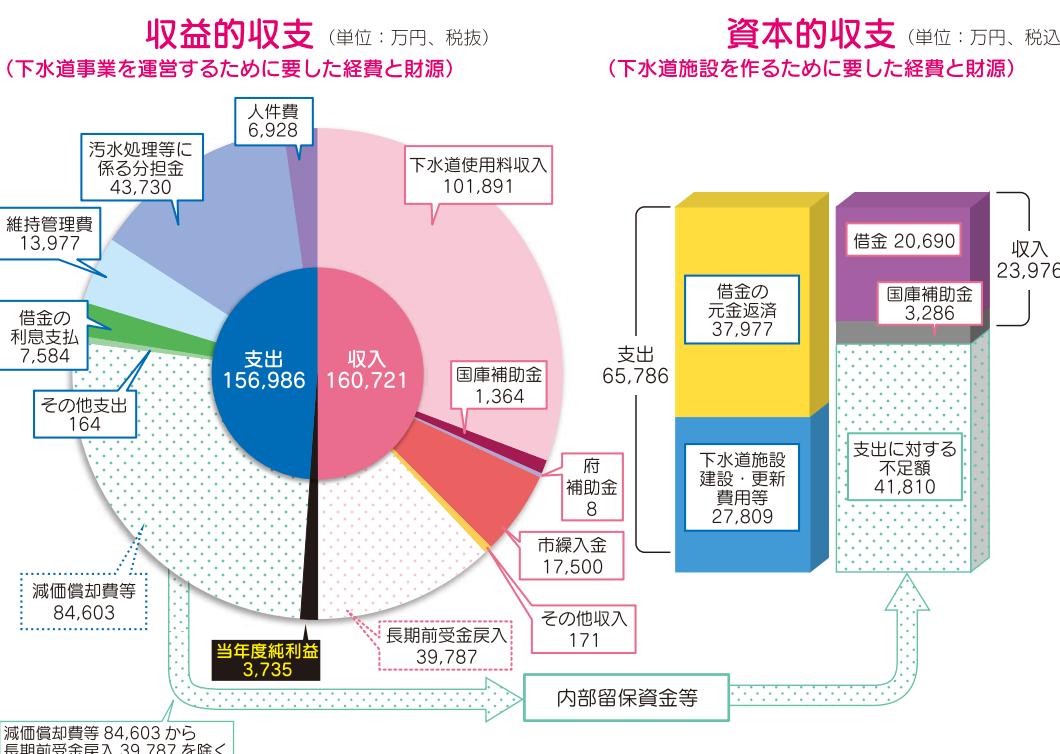
収益的収支では、給水人口の減などにより有収水量が減少し、前年度に比べ水道料金が減収となりました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大のなか、市民の皆さまの経済的負担の軽減を図るために水道料金の減免を前年度に引き続き実施しましたが、この減免による減収分は、国の交付金等を財源とした一般会計繰入金により補てんしました。

費用では資産減耗費が減少し、収入と支出の差引では3,938万円の当期純利益(黒字)となりましたが、資本的支出に対する不足額を補てんする内部留保資金は減少しているため、依然として厳しい経営状況が続いています。

〈令和3年度に行った主な工事〉

- 男山金振地区配水管布設替工事
- 男山石城地区配水管布設替工事
- 八幡土井地区配水管布設替工事
- 八幡園内・三本橋地区配水管布設替工事
- 八幡小松地区配水管布設替工事
- 橋本駅前地区配水管布設替工事

令和3年度下水道事業会計決算状況



収益的収支では、人口減などにより有収水量が減少し、前年度に比べ下水道使用料が減収となりました。一方、委託料の増などにより費用は増加し、収入と支出の差引では3,735万円の当期純利益(黒字)となりました。

〈令和3年度に行った主な工事〉

- 上津屋地区枝線管渠布設工事
- 下奈良地区枝線管渠布設工事
- 八幡菖蒲池地区雨水排水路改修関連工事
- 橋本地区他管渠改築工事
- 橋本地区管路施設耐震化工事

水道施設の耐震化について

令和3年度末時点での水道施設における耐震化の状況は、水道管で約27%(※耐震適合率)となり、前年度より約1%上昇しました。また、配水池では耐震化率が約98%となっています。

八幡市では、水道水を皆さまへお届けするため、これまでに多くの水道管を整備し、その布設延長は約285kmに達しています。これら水道管の法定耐用年数(水道管の更新の目安となる年数)は40年となっており、現在約27%の水道管が更新時期を迎えています。

管路の更新及び耐震化には多大な費用と時間が必要ですが、今後も継続して安全な水をお届けするために、計画的に工事を行ってまいりますのでご協力をお願いいたします。

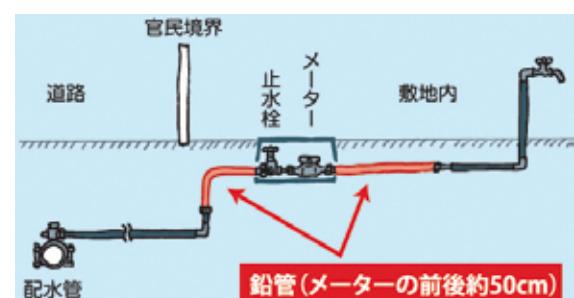
※耐震適合率とは、総延長のうち、耐震適合性のある管路延長の割合です。

鉛製給水管について

八幡市では、基本的に鉛製給水管の取替えは完了していますが、事情により残っている箇所があります。

鉛製給水管が残っている箇所につきましては、漏水等が発生した場合に引き続き個別に取替をさせていただきますので、**市へご連絡ください**。なお、取替費用は市で負担させていただきますが、障害物の撤去やタイル等で装飾されている場合の復旧は個人負担となります。

また、鉛製給水管は、旅行等で水を長時間使用されない場合でも、水質基準上問題ありませんが、わずかに鉛が溶け出することもありますので、使い始めにバケツ一杯分くらいの水を洗濯や掃除等の飲み水以外にお使いください。水洗トイレを使用していたらことでも十分有効です。



(上水道課 ☎983-5328)

市制施行45周年記念デザインマンホール蓋を設置しました

令和4年11月1日に市制施行45周年を迎えたことを記念して、デザインマンホール蓋を製作しました。デザイン画は八幡市出身のイラストレーター堀口悠紀子さんより3種類の作品を無償でご提供いただき、それぞれ製作しました。

ぜひ、現地で実物をご覧いただき、公衆衛生を支えている下水道を身近に感じていただければと思います。ご覧の際は通行の妨げにならないように、また周囲の安全に十分ご注意ください。



■設置場所

- ①京阪電車
「石清水八幡宮駅」のロータリー歩道内
- ②市役所隣接の母子健康センター東側歩道内
- ③市道科手土井線整備地内
(現在工事中のため設置していません)

■デザインマンホール蓋のレプリカ展示

市内下記施設に1枚ずつレプリカ（複製）を展示しています。

- | | |
|----------|------------------|
| ・さくらでいい館 | ・やわた流れ橋交流プラザ四季彩館 |
| ・松花堂美術館 | ・八幡市文化センター |
| ・八幡市民図書館 | ・生涯学習センター |

※なお、レプリカの展示は令和5年10月31日までを予定していますが、予告なく展示を終了する場合がありますのでご了承願います。

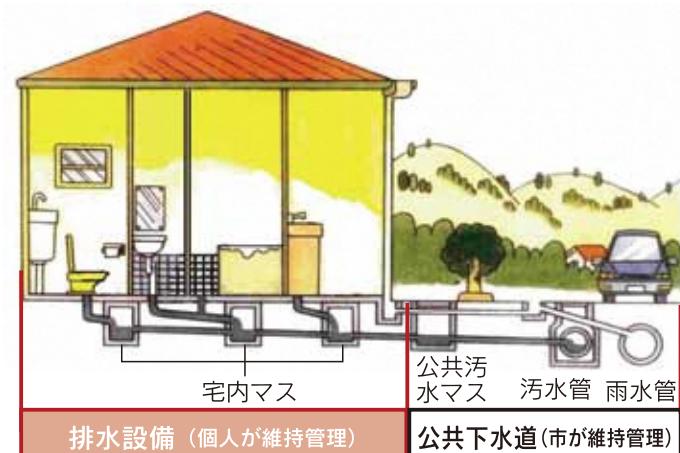
(下水道課 ☎983-5419)

下水道の維持管理について

下水道施設は、市が管理する部分と個人が管理する部分に分かれていて、個人が管理する部分を排水設備といいます。

また、下水道管には汚水管と雨水管があり、八幡市は分流式という方式で、污水と雨水を別々に排水しています。

(下水道課 ☎983-5459)



ご家庭でできる災害時の備え

「1人1日3ℓを3日分」 を目安に備蓄しましょう。



○飲料水

人間が生命を維持するために必要な水の量は、成人で1日3ℓと言われています。災害に備えて約3日分程度の飲料水の備蓄をお願いします。

○水を入れる容器

緊急時に給水車から水を運ぶための容器の準備をお願いします。おとな10ℓ、こども5ℓ程度の大きさで持ち手があると便利です。

○水のため置き

お風呂の残り湯はトイレや洗濯等の生活用水として活用できます。

(上水道課 ☎983-5328)

水道管の凍結にご注意ください！

気温がマイナス4度以下の厳しい寒さになると、防寒の不完全な水道管内では、水が凍り破裂する可能性があります。凍結は屋外に配管された次のようなところで多く発生します。

- ・管が露出しているところ
- ・風あたりが強いところ

○防寒対策としては

保温材を管に巻きつけ、保温材自体が水に濡れないように上からビニールテープ等でしっかりと巻いてください。

○水道管が破裂したら

メータボックス内にある元栓（止水栓）を閉めてください。その後、八幡市指定給水装置工事事業者へ修理をご依頼ください（工事事業者は、八幡市役所のホームページを参照いただくか、電話等で市までお問い合わせください）。凍結による漏水が空き家等で発生すると水道料金が高額になることもあるため、特に注意してください。

(上水道課 ☎983-5328)

